

# 富田林市幼児教室保育補助員（短時間非常勤職員（会計年度任用職員））

## 登録募集要領（令和5年度任用予定）

### 1. 募集資格

子育て経験の豊富な人（保育補助員）

ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 2. 業務内容

幼児教室（1歳7か月児健康診査などに伴うフォロー教室）の運営補助

- ・教室参加児童及び教室同伴乳幼児への保育補助
- ・保育プログラムに合わせた環境整備
- ・書類作成（日誌等）事務

### 3. 申し込み

申込書類を持参し、申し込んでください。

※郵送での受付はいたしません。

#### （1）申込期間

令和5年3月10日（金）から（土・日曜日、祝日を除く）

#### （2）受付時間 午前9時から午後5時30分まで

#### （3）申込場所 富田林市役所2階 子育て福祉部 こども未来室（富田林市常盤町1番1号）

#### （4）申込に必要な書類

- ・会計年度任用職員 幼児教室保育補助員 登録申込書（写真添付・所定の事項を記入）

#### （5）結果発表

申込後2週間後頃までに連絡いたします。

### 4. 勤務形態

#### （1）勤務場所

レインボーホール、保健センター等

#### （2）賃金

本市の規程に基づき支給します。

【令和4年度支給実績】時給1,030円（別途交通費支給あり）

#### （3）勤務時間等（予定）

- ① 勤務日 令和5年4月～令和6年3月までの平日で、主に幼児教室開設期間の週2日または3日程度（勤務日は不規則）

- ② 勤務時間 幼児教室の開設期間内で、午前9時～午後5時30分の指定された時間  
基本は、午前9時～12時  
土・日曜日・祝日は原則としてお休みです。

## 5. その他

- (1) 申込書類は、返却いたしません。  
(2) 申込書に記載された情報は、会計年度任用職員登録のために用い、それ以外の目的には使用しません。  
また、富田林市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

## 6. 問い合わせ先

富田林市 子育て福祉部 こども未来室 相談係  
0721-25-1000 (内線285)